

(別添)

○「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1337号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、国自旅第306号)

改 正	現 行
<p>国自安第185号 国自旅第306号 平成28年12月20日 国自安第269号 国自旅第420号 一部改正 平成29年 3月31日 国自安第61号 国自旅第70号 一部改正 平成29年 6月30日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長</p> <p>自動車局旅客課長</p> <p>「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について</p> <p>標記については、下記のとおり定めるので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。 なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p> <p>1～3. (略)</p>	<p>国自安第185号 国自旅第306号 平成28年12月20日 国自安第269号 国自旅第420号 一部改正 平成29年 3月31日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿自動車監査指導部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長</p> <p>自動車局旅客課長</p> <p>「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1337号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について</p> <p>標記については、下記のとおり定めるので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あて周知されたい。 なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知したので申し添える。</p> <p>記</p>

附 則（平成29年3月31日国自安第269号及び国自旅第420号）
本通達は、平成29年4月1日以降に報告を受けるものから適用するものとする。

附 則（平成29年6月30日国自安第61号及び国自旅第70号）
本通達は、平成29年6月30日以降に報告を受けるものから適用するものとする。

（別紙）

【凡例】

- ・ 下線が付されている事項 . . . 国が公表するもの
- ・ **◆**が付されている事項 . . . 事業者ごとの情報を報告するもの

1. 事業者情報（◆）（略）

2. 報告すべき事項

以下の項目について、営業所ごとに報告することとする（末尾に◆が付された項目は、事業者ごとの情報を報告することとする。）。

(1)～(12)（略）

(13) 事業用自動車に係る情報

①～④（略）

⑤ 大型、中型、小型ごとのASV搭載車両台数

※報告の対象となる車両は、

- ・ 国土交通省のホームページの「実用化されたASV技術に関する資料」中、「トラック・バスメーカーによる実用化ASV技術の一覧」において、「優先的に普及促進を図ることとしたASV技術」を搭載した車両
- ・ 「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドライン」（平成28年12月16日付け国自技第192号）2. （5）の「特定ASV技術」のいずれかを搭載した車両とする。

⑥～⑦（略）

附 則（平成29年3月31日国自安第269号及び国自旅第420号）
本通達は、平成29年4月1日以降に報告を受けるものから適用するものとする。

（別紙）

【凡例】

- ・ 下線が付されている事項 . . . 国が公表するもの
- ・ **◆**が付されている事項 . . . 事業者ごとの情報を報告するもの

1. 事業者情報（◆）（略）

2. 報告すべき事項

以下の項目について、営業所ごとに報告することとする（末尾に◆が付された項目は、事業者ごとの情報を報告することとする。）。

(1)～(12)（略）

(13) 事業用自動車に係る情報

①～④（略）

⑤ 大型、中型、小型ごとのASV搭載車両台数（後付で装置を装着している車両を除く。）

※報告の対象となる車両は、

- ・ 国土交通省のホームページの「実用化されたASV技術に関する資料」中、「トラック・バスメーカーによる実用化ASV技術の一覧」において、「優先的に普及促進を図ることとしたASV技術」を搭載した車両
- ・ 「貸切バスのASV技術搭載状況に関する車体表示ガイドライン」（平成28年12月16日付け国自技第192号）2. （4）の「ドライバー異常時対応システム」を搭載した車両とする。

⑥～⑦（略）